4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　犯人らが被害者との通話に使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）

03―3882―7398、03―5244―0641、03―6868―3558、03―6868―7728、080―1093―7044
080―1169―0748、080―1212―6130、080―1354―6085、080―2053―9064、080―2058―9752
080―2058―9800、080―2079―1131、090―1610―9882、090―1998―5843、090―1998―6424
090―2422―4974、090―3064―8202、090―3817―4730、090―3817―4777、090―3817―4784
090―3817―4802、090―4366―9417、090―4615―0239、090―4969―5327、090―5216―7481
090―5578―8294、090―5578―9748、090―5991―6547、090―6935―5860、090―7176―6901
090―7426―7435、090―7256―4111、090―8001―7963

⑵　犯人らが名乗った営業実体のない会社名（検察官が既に把握しているもの）

インデックス、インペリアル、会計事務所コミュニティ、株式会社アコーズ、株式会社ロイヤル製紙、キューブ、クリエイト、クリーン、グローバル、証券買取センター、証券セイフティーネット、証券パートナーズ、大和トレーディング、トラスト、日本出版販売株式会社、ハピネス、みつばコーポレーション、三菱トレーディング、ロジャーズファンド、ＩＰＯ協会、ＪＰネットワーク、ＮＳＩ

⑶　犯人らが被害者に現金を振り込ませた指定口座（検察官が既に把握しているもの）

三菱東京ＵＦＪ銀行渋谷支店　株式会社アコーズ名義　口座番号0103264
三菱東京ＵＦＪ銀行上野支店　株式会社ロイヤル製紙名義　口座番号0024937
三井住友銀行渋谷支店　株式会社アコーズ名義　口座番号8859712
みずほ銀行上野支店　株式会社ロイヤル製紙名義　口座番号2429547
ゆうちょ銀行　株式会社ロイヤル製紙名義　記号番号10170―9925781

⑷　主な犯行態様

ア　被害者方に電話をかけ、アコーズ（又はロイヤル製紙）の社員になりすまし、「株を上場するので、上場前の株を購入してくれませんか。１口10株で、１株当たり５万円になります。」などと嘘を言い、内容虚偽の同社の会社資料を送付し、さらに、架空の証券取引業者になりすまし、「アコーズ（又はロイヤル製紙）の未公開株を私の代わりに数口買ってもらえませんか。もし、私の代わりに株を購入してくれれば、１口120万円の合計600万円で買い取りますよ。」などと嘘を言い、指定口座に振込入金させる。

イ　被害者方に電話をかけ、アコーズ（又はロイヤル製紙）の内容虚偽の会社資料を送付した上、架空の証券取引業者になりすまし、「アコーズ（又はロイヤル製紙）の株を持っていれば、高く買い取ります。同社は良い会社でどうしても株が欲しいのです。近々マザーズ上場間違いありません。」などと嘘を言い、アコーズ（又はロイヤル製紙）の社員になりすまし、「当社の未公開株を買いませんか。株式公開を控え来年には上場します。株は１口60万円で売っています。当社の未公開株を買っていただければ、配当金が出ます。」などと嘘を言い、さらに、前記証券取引業者になりすまし、「20口売ってもらえれば、１口200万円で買い取ります。どうしても欲しいのです。」などと嘘を言い、指定口座に振込入金させる。

ウ　アコーズ（又はロイヤル製紙）の未公開株を購入した被害者方に電話をかけ、同社の社員になりすまし、「当社の株式には、乗っ取りを防止するため譲渡制限が付いています。本来、譲渡制限を解除するには30口購入することが条件なのですが、今回、27口購入していただければ３口無償でお付けできることになりました。25口お持ちですので、あと２口購入していただければ３口無償でお付けしますので、譲渡制限を外すことができます。」などと嘘を言い、さらに、架空の証券取引業者になりすまし、「アコーズ（又はロイヤル製紙）の株を他の買取業者と同じ条件で買い取ります。お持ちの他の未公開株も1,900万円で買い取りますよ。ただし、譲渡制限があるのなら、それを解除してもらわないと買取りができません。どうしてもあと２口購入して譲渡制限が解除できないのであれば、今回の話はなかったことにさせていただいてもいいのですが。」などと嘘を言い、指定口座に振込入金させる。

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,446万円

6　支給申請期間　平成24年10月23日から平成24年12月21日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人氏名　①谷田部　仁、②森　　泰士、③石倉　正人、④浅見　和彦、⑤木暮　旭臣、⑥小林　弘尚、⑦横山　太志

⑵　裁判所名　広島地方裁判所（②、⑤、⑦）、広島高等裁判所（①、③、④、⑥）

⑶　裁判年月日　平成23年３月７日（②、⑤、⑦）、同年９月13日（⑥）、同月15日（③、④）、同年12月27日（①）

⑷　確定年月日　平成23年３月23日（②、⑤、⑦）、同年９月20日（④）、同月30日（③）、同年10月11日（⑥）、平成24年１月11日（①）

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

いわゆる振り込め詐欺を組織的に行って利益を図ることを目的とする団体の構成員である被告人谷田部仁、同森泰士、同石倉正人、同浅見和彦、同木暮旭臣、同小林弘尚、同横山太志は、共謀の上、前記３記載の犯罪行為に関して、平成21年６月ころから平成22年１月８日ころまでの間、15回にわたり、被告人らが管理する株式会社名義の預貯金口座に現金合計2,746万円を振込入金させ、もって、団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させた。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律３条１項９号（平成23年法律第74号による改正前のもの）、刑法246条１項

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒730―8539　広島市中区上八丁堀２番31号
広島地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号（代表）　082―221―2453　内線2967

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（広島地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（広島地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。